

## 地域連携 I C カード導入事業費補助金交付要領

(趣旨)

**第 1 条** 県の交付する地域連携 I C カード導入事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

**第 2 条** 補助金は、民間乗合バスにおいて、その利用者の利便性の向上を図るため、地域連携 I C カード（キャッシュレス決済機能及び非接触型決済機能を併せ持ち、バスの定期券、各種割引等の地域独自サービスと東日本旅客鉄道株式会社の S u i c a のサービスが 1 枚で利用可能な電子マネー機能付き I C 乗車カードをいう。以下「I C カード」という。）の利用システムの導入にかかる費用を補助することにより、I C カードを利用できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

**第 3 条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間乗合バス 県内において民間事業者が経営する道路運送法第 3 条第 1 項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両
- (2) 民間乗合バス事業者 県内において道路運送法第 3 条第 1 項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営する民間事業者

(補助対象事業)

**第 4 条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、民間乗合バスにおいて I C カードを利用するために必要な機器を導入する事業（東日本旅客鉄道株式会社の合意が得られていることが確認できた事業に限る。）とする。

(補助対象事業者)

**第 5 条** 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、民間乗合バス事業者（当該年度前に補助金の交付を受けた者を除く。）とする。

(補助対象経費等)

**第 6 条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、民間乗合バスにおいて I C カードを利用するために必要な機器の導入に要する経費であって、訪日

外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金の補助対象経費に該当するもの（端末系システム又はキャッシュレス車載機器の導入に要する経費に限り、ソフトウェアの開発又は導入に要する経費及びシステムのセットアップ、機器の取付け等の作業に要する経費を除く。）とする。

（補助金の額）

**第7条** 補助金の額は、補助対象経費に1/6を乗じて得た額に相当する額以内とし、予算の範囲内において交付する。

（交付の申請）

**第8条** 補助金の交付の申請をしようとする者が規則第4条第1項の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域連携ICカード導入事業費補助金	地域連携ICカード導入事業費補助金交付申請書	別記様式第1	1	ア 事業計画書 イ その他知事が必要と認める書類	各1	事業着手の2週前

（軽微な変更）

**第9条** 規則第6条第1号に規定する軽微な変更は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金に係る軽微な変更に準ずるものとする。

（変更の承認）

**第10条** 補助対象事業者は、規則第6条第1号の規定による知事の承認を受けようとする場合には、次に定める申請書を知事に提出しなければならない。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域連携ICカード導入事業費補助金	地域連携ICカード導入事業費補助金変更承認申請書	別記様式第2	1	ア 変更後の事業計画書 イ その他知事が必要と認める書類	各1	変更をしようとする日の1月前

（中止又は廃止の承認）

**第11条** 補助対象事業者は、規則第6条第3号の規定による知事の承認を受けようとする場合には、次に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域連携 I C カード導入事業費補助金	地域連携 I C カード導入事業費補助金中止（廃止）承認申請書	別記様式第 3	1	ア 中止（廃止）の方針決定に係る経緯が分かる書類 イ その他知事が必要と認める書類	各 1	中止（廃止）をしようとする日の 1 月前

（交付決定の取消し又は変更）

**第 12 条** 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する必要がある場合には、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域連携 I C カード導入事業費補助金	地域連携 I C カード導入事業費補助金交付決定取消（変更）申請書	別記様式第 4	1	ア 一部取消（変更）後の事業計画書 イ その他知事が必要と認める書類	各 1	事情の変更が生じた日から 1 月後

（状況報告）

**第 13 条** 規則第 11 条の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域連携 I C カード導入事業費補助金	地域連携 I C カード導入事業費補助金状況報告書	別記様式第 5	1	ア 事業実績（見込）書 イ その他知事が必要と認める書類	各 1	当該年度 3 月 10 日

（実績報告）

**第 14 条** 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域連携 I C カード導入事業費補助金	地域連携 I C カード導入事業費補助金実績報告書	別記様式第 6	1	ア 事業実績書 イ その他知事が必要と認める書類	各 1	翌年度 5 月 10 日

(補助金の請求)

**第 15 条** 規則第 18 条の規定により提出する書類は、次に定めるとおりとする。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
地域連携 I C カード導入事業費補助金	地域連携 I C カード導入事業費補助金交付請求書	別記様式第 7	1	ア 交付決定通知書の写し イ 交付額確定通知書の写し	各 1	知事が別に定める日

(取得財産等の処分の制限)

**第 16 条** 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づく訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金に係る財産の処分の制限の例による。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和 2 年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和 3 年度分限り、その効力を失う。